

# 令和7年8月小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年8月8日(金) 午後2時 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階大会議室

## 3. 議事日程

### 第1 議事録署名人の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について  
議案第5号 農地利用集積等促進計画案に関する意見について(所有権移転)  
議案第6号 小郡市農業振興地域整備計画の変更(除外)に伴う意見について

- 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について  
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
報告第4号 農地所有適格法人要件の確認について  
報告第5号 証明書発行基準の見直しについて

## 4. 会議に出席した委員(22名)

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 天本 正幸       | 2番 寺崎 廣喜       |
| 3番 中原 日登美      | 4番 白水 壽徳       |
| 5番 佐藤 和治       | 6番 藤井 政秋       |
| 7番 山下 梅夫       | 8番 檜原 忠夫       |
| 9番 山田 憲二       | 10番 秋山 儀一      |
| 11番 寺崎 多加子     | 12番 末次 勝記      |
| 13番 伊藤 博文      | 14番 肥山 繁雄      |
| 15番 赤川 敏彦 (欠席) | 16番 大中 寛敏      |
| 17番 末次 実       | 18番 西岡 利子      |
| 19番 野瀬 敏彦      | 20番 永利 春雄 (欠席) |
| 21番 久光 壽子      | 22番 西岡 秋義      |
| 23番 永利 美津枝     | 24番 田中 善道      |

## 5. 会議に欠席した委員(2名)

- 15番 赤川 敏彦 委員、20番 永利 春雄 委員

## 6. 会議に出席した事務局職員(3名)

事務局長 横尾 憲保 農地係長 上野 智哉 書記 豊福 大志

会長：

大変お忙しい中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

それでは本日の総会は、議案6件、報告5件でございます。  
委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

### (開会)

議長：

ただいまの出席委員は22名で委員定足数に達しております。  
なお、15番委員、20番委員より欠席届が出ています。  
よって、令和7年8月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。  
先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところではございますが、本会議での十分なお審議、よろしく願いいたします。

### [日程第1 議事録署名委員の指名]

議長：

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、3番委員、4番委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

### [日程第2 議案の審査]

議長：

日程第2、これより議案の審議を行います。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、4件を議題といたします。  
それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明をいたします。

議案書の1ページをご覧ください。  
番号1は、井上地内の畑1筆、山隈地内の田1筆です。3条による親子間の使用貸借となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は農業者年金受給のため、譲受人は経営規模拡大ということで貸借されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、稲吉地内の畑1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は経営規模の縮小のため、譲受人は経営規模拡大ということで売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号3は、稲吉地内の畑1筆です。3条による有償移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は耕作不便、譲受人は経営規模拡大ということで売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

2ページをお願いします。

番号4は、津古地内の畑1筆です。3条による有償移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は労力不足のため、譲受人は新規就農ということで売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人はすべての農地を有効に活用すること、機械、労働力及び技術など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題はないと思われま。

なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第1分科会代表：

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、慎重に審査した結果、許可相当とするとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成です。

よって、原案のとおり許可することと決定いたします。

次に議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、3件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、3件でございます。

議案書の3ページをお願いします。

番号1は、上西鯨坂地内の田2筆です。

農業用倉庫を建設するとして転用申請があったものです。

(図面で場所等の説明)

番号2は、八坂地内の田1筆です。

農業用倉庫を建設するとして転用申請があったものです。

(図面で場所等の説明)

番号3は、吹上地内の畑1筆です。  
露天駐車場とするため転用申請があったものです。  
(図面で場所等の説明)

なお先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。  
以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。  
本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第2分科会長：

ご報告いたします。  
議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。  
なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。  
質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。  
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。  
よって議案第2号は原案どおり承認し、意見書をつけ県に進達いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、8件を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、8件の説明をいたします。

議案書の4ページをお願いします。

番号1は、上岩田地内の畑1筆です。

一般個人住宅の建設のため、転用の申請が出されたものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

番号2は、二森地内の田3筆です。

建築条件付き住宅建設のため、転用の申請が出されたものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

番号3は、三沢地内の田1筆です。

露天資材置き場とするため、一時転用の申請が出されたものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

5ページをお願いします。

番号4は、上岩田地内の畑1筆です。

集合住宅等を建設するため、転用の申請が出されたものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

次の番号5から6ページの番号8までは、譲渡人は異なりますが譲受人が同一のものです。

寺福童地内の田8筆、福童地内の田3筆です。

水路改修のための仮設道路設置のため、一時転用の申請が出されたものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

なお先月開催しました地区会議において了承いただいております。

以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件について事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

す。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請に対する意見について、事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第3号は原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて県に進達いたします。

次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、1件を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局：

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、1件の説明をいたします。

議案書の7ページをお願いします。

番号1は、吹上地内の畑1筆です。

公共工事に伴う露天資材置き場設置のため、一時転用の申請が出されたものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

なお先月開催しました地区会議において了承いただいております。  
以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件について事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第4号は原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて県に進達いたします。

それでは次に議案第5号、農地利用集積等促進計画案に関する意見について、所有権移転について、5件を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは議案第5号 農地利用集積等促進計画案に関する意見に



ついて、所有権移転について説明をいたします。  
議案書の8ページをお願いします。

番号1は、下西鯉坂地内の田1筆です。  
(面積、所有権を移転する者(所有者)・所有権の設定を受ける者(耕作者)、売買金額等の説明)

番号2は、二夕地内の田3筆です。  
(面積、所有権を移転する者(所有者)・所有権の設定を受ける者(耕作者)、売買金額等の説明)

番号3は、三沢地内の田2筆です。  
(面積、所有権を移転する者(所有者)・所有権の設定を受ける者(耕作者)、売買金額等の説明)

9ページをお願いします。

番号4は、下西鯉坂地内の田1筆です。  
(面積、所有権を移転する者(所有者)・所有権の設定を受ける者(耕作者)、売買金額等の説明)

番号5は、下西鯉坂地内の田1筆です。  
(面積、所有権を移転する者(所有者)・所有権の設定を受ける者(耕作者)、売買金額等の説明)

なお先月開催しました地区会議において了承いただいております。  
以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。  
本件について事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第3分科会代表：

ご報告いたします。  
議案第5号、農地利用集積等促進計画案に関する意見について、所有権移転について、事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。  
なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。  
質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第5号は原案どおり承認されました。

次に議案第6号、小郡市農業振興地域整備計画の変更、除外に伴う意見について、2件を議題とします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされております。

よって、3番委員につきましては、退席をお願いします。

(退室案内)

議長：

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは議案第6号、小郡市農業振興地域整備計画の変更、除外に伴う意見について、説明をいたします。

議案書の10ページをお願いします。

番号1は、井上地内の畑1筆です。

農家住宅及び農業用倉庫の設置のため、農業振興地域内の農用地区域から除外するものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

番号2は、三沢地内の田1筆です。

分家住宅及び道路セットバックの設置のため、農業振興地域内の農用地区域から除外するものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

なお先月開催しました地区会議において了承いただいております。  
以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件について事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第3分科会代表：

ご報告いたします。

議案第6号、小郡市農業振興地域整備計画の変更、除外に伴う意見について、事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案6号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第6号は原案どおり承認することに決定いたします。

それでは、退室した委員の入室を許可します。

(入室案内)

### [日程第3 報告事項]

議長：

それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。

報告事項5件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出15件につきまして報告いたします。

議案書の11ページをご覧ください。

番号1は、二夕地内の田3筆です。  
売買により合意解約されたものです。

番号2は、寺福童地内の田5筆です。  
貸主の都合により合意解約されたものです。

議案書12ページ。

番号3は、寺福童地内の田1筆です。  
貸主の都合により合意解約されたものです。

番号4は、三沢地内の田2筆です。  
売買により合意解約されたものです。

番号5は、八坂地内の田2筆、畑1筆です。  
貸主の都合により合意解約されたものです。

議案書13ページ、番号6から、16ページ、番号15までは、福岡県農業振興推進機構（農地中間管理機構）を通じた貸借で、実際の借人（受け手）は「農事組合法人ひかた」です。

干潟地内の田10筆、畑12筆です。  
売買により合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の17ページをお願いします。

報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、2件の報告をいたします。

番号1は、稲吉地内の畑4筆です。  
集合住宅等を建設するため届出が提出されたものです。

番号2は、稲吉地内の畑2筆です。

露天駐車場への転用のため、届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、3件を報告いたします。

議案書18ページをご覧ください。

番号1は、稲吉地内の畑2筆です。  
集合住宅等建設に係る道路を設置するため届出が出されています。

番号2は、横隈地内の畑1筆です。  
宅地分譲のため届出が出されています。

番号3は、小板井地内の畑3筆です。  
集合住宅等を建設するため届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

報告第4号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

今回は、1団体の報告をご覧ください。

農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定に基づき、届出が

ありましたので、20ページの農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については、「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、全ての要件を満たしておりましたので、「適合」と判断しているところであります。

続きまして、報告第5号、証明書発行基準の見直しにつきまして、ご報告いたします。

二枚組の別添をお願いします。

農業委員会で発行する証明書のうち、非農地証明書というものがあります。該当の土地について地目上は農地ですが、農地として利用できない土地であると、農業委員会で非農地として証明を出しているものです。

非農地証明を発行する際の基準が二枚目の表にありますが、表の左側が現在の四つの発行基準で、これを運用していました。

(表の現在の発行基準を説明)

一枚目の中段に記載しているとおり、証明書発行基準としていた国・県からの通知等が現在廃止され、また近年新たな通知が発出されています。

(国の非農地判断・証明に係る方針を説明)

これらを踏まえて、二枚目の表右側に新しい発行基準を記載しています。

(新しい発行基準を説明)

発行基準とは別に、「農地法第4条第1項もしくは第5条第1項の規定に違反する場合、または農地法第4条第1項もしくは第5条第1項の許可に付された条件に違反すると認められる場合は、非農地に該当するか否かの判断を行わない」ということを追記したいと考えています。

なお、この基準の運用は、9月総会に上程されてる議案の事前審査を行う8月の地区会議より行うこととしています。

簡単ですが報告いたします。

議長：

事務局から報告が終わりました。

報告事項5件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

特に、無いようです。

以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

なお、議事録署名人に3番委員を指名しましたが、議案第6号審議の際に退席されましたので、3番委員に替わり、5番委員を議事録署名人に指名します。

お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長：

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、令和7年8月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

令和7年8月8日（金） 午後3時11分閉会

小郡市農業委員会

議 長 天本 正幸 ㊟

署 名 委 員 4 番 白水 壽徳 ㊟

署 名 委 員 5 番 佐藤 和治 ㊟